

犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領の制定について

(平成 21 年 7 月 22 日)

(栃広第 5 号ほか)

この度、公益社団法人被害者支援センターとちぎが、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年 7 月 22 日、犯罪被害者等早期援助団体として栃木県公安委員会から指定されたことに伴い、同条第 4 項に基づいて行う被害者情報の提供について、別添のとおり犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領を制定し、本日から運用することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領第

1 目的

この要領は、犯罪被害者支援の適正かつ効果的な運用を図るため、栃木県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定した犯罪被害者等早期援助団体（以下「早期援助団体」という。）に提供する被害者情報の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 用語の定義

この要領における用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1 早期援助団体

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づき公安委員会から早期援助団体として指定を受けた団体をいう。

2 被害者情報

被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）の氏名、住所その他犯罪被害の概要等に関する情報をいう。

3 情報提供元所属長

警務部県民広報相談課長（以下「県民広報相談課長」という。）、警察署長、交通部高速道路交通警察隊長その他早期援助団体に被害者情報を提供しようとする所属長をいう。

4 情報提供担当者

警察署の警務課長及び被害者支援担当係長並びに交通部高速道路交通警察隊の副隊長及び被害者支援担当係長で、早期援助団体に対する被害者情報の提供、連絡等に当たる者をいう。

第3 早期援助団体に対する被害者情報の提供

情報提供元所属長は、被害者等の被害の状況、心身の状態等から早期援助団体による支援が必要と認める場合は、法第23条第4項の規定に基づき、早期援助団体に対し、被害者等の同意を得て支援に必要な被害者情報を提供するものとする。

1 被害者情報提供の対象犯罪

早期援助団体に対して行う情報提供は、別に定める「被害者支援担当官制度実施対象事件」の被害者等に関するものとする。

2 提供する被害者情報の内容

提供する被害者情報は、早期援助団体と被害者等との連絡を容易にし、各種支援活動が円滑に行われ、かつ、被害者等が自らの被害を繰り返し説明することなどを避けるために必要な次に掲げるものとする。

- ① 被害者等の氏名、性別、年齢、住所、連絡先等
- ② 犯罪被害の概要（被害の発生日時、場所、被害程度、内容等）
- ③ その他参考事項

3 被害者等の同意

(1) 事前の説明

情報提供元所属長は、被害者情報を提供しようとする場合には、被害者等の同意を得る前に、被害者等に次の事項を説明するものとする。この場合において、被害者等が未成年者のときは、併せて法定代理人たる親権者等に説明すること。

ア 早期援助団体が、公安委員会から公的認証を与えられた法人であり、法により役員及び職員等に守秘義務が課せられていること。

イ 早期援助団体に対する被害者情報の提供は、被害者等が被害の概要を繰り返し説明することにより受ける精神的負担の軽減のために必要であること。

ウ 早期援助団体が被害者等に対する必要な支援の内容及び体制等を判断するために被害者情報の提供が必要であること。

エ 早期援助団体が提供する支援の具体的内容

(2) 被害者等からの同意の確認

ア 情報提供元所属長は、被害者等に対し、被害者等同意書（別記様式第1号。

以下「同意書」という。）の記載及び提出を求めることにより同意を確認す

ること。この場合において、被害者等が適切な判断が下せない状態にある場合には、法定代理人である親権者等から同意書を徴すること。

なお、被害者等から同意書を得ることが困難な場合は、口頭により同意を得た後、その経過を書面により明らかにしておくこと。

イ 情報提供元所属長は、同一の被害者等に関する被害者情報を2回以上にわたり提供する場合は、その都度、前記アの方法により行うこと。

4 被害者情報提供簿の備付け

情報提供元所属長は、被害者情報提供簿（別記様式第2号。以下「提供簿」という。）を備え付け、被害者等から被害者情報を提供することの同意が得られた場合には、情報提供担当者に所属ごとの整理番号を付して必要事項を記載させること。

5 被害者情報の提供

(1) 情報提供元所属長は、提供簿を作成したときには速やかに県民広報相談課長に、その写しを送付するものとする。

(2) 送付を受けた県民広報相談課長は、早期援助団体に対して提供簿の写しを送付することにより、被害者情報を提供するものとする。

6 県外に居住する被害者等に関する情報提供

情報提供元所属長は、被害者等の居住地が他の都道府県にある場合で、かつ、被害者等が民間犯罪被害者等支援団体による支援を希望している場合には、速やかに県民広報相談課長に報告すること。

第4 被害者情報の他団体への提供

実効ある支援活動を行うため、早期援助団体が警察から提供された被害者情報を他の関係機関、団体等へ提供する場合は、情報提供元所属長に対して、情報提供に関する承認を求めることとなっていることから、情報提供元所属長は、他の関係機関、団体等に対する情報提供の適否を判断し、県民広報相談課長を経由して早期援助団体に回答するものとする。

なお、被害者等からの同意の確認については、早期援助団体において行うこととなる。

第5 早期援助団体の支援状況の把握

1 支援状況等の確認と記録

県民広報相談課長は、早期援助団体に被害者情報を提供した場合には、随時、当該被害者情報に係る被害者等への支援の有無及びその状況を確認し、確認した内容については、その都度、情報提供元所属長に通知すること。

この場合、情報提供元所属長は、通知内容を提供簿に記載すること。

2 他の都道府県警察から提供を受けた被害者情報に基づく支援状況の把握

県民広報相談課長は、早期援助団体が、他の都道府県警察から被害者情報の提供を受けた場合は、その内容及び支援状況の把握に努めること。

第6 早期援助団体に対する協力・援助

所属長は、早期援助団体による支援業務等の円滑な運営を図るため、早期援助団体が主催する行事への積極的な参加・後援、警察施設へのパンフレット等啓発物品の備付け及び各種広報誌等への掲載、警察施設の提供並びに早期援助団体が行う研修への講師派遣等の協力・援助を行うこと。

第7 報告

情報提供元所属長は、次の事項があった場合は、速やかに県民広報相談課長を経由して警察本部長に報告すること。

- (1) 早期援助団体から、被害者情報を提供した被害者等の支援に関し協力要請があったとき、又は支援活動を終了した旨の連絡を受けたとき。
- (2) 早期援助団体の支援に対する被害者等からの苦情等を把握したとき。
- (3) 早期援助団体による被害者情報の不正な取扱いを把握したとき。
- (4) 早期援助団体から、警察署等における事情聴取等への付添い支援の連絡を受けたとき。
- (5) 早期援助団体が行う被害者支援活動に関し、参考となる事項を把握したとき。